三　第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が他事業者（第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者をいう。）による電気通信役務（第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備により提供されるものに限る。）の提供に用いられる、当該電気通信事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理等を行うシステム、ＳＩＭカード又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験又はふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に係る情報

（開示の方法）

第三条　施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。

一　情報の開示は無償でこれを行うものとする。

二　前条第一号及び第二号に掲げる情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とすることとし、同条第三号に掲げる情報は開示の請求があった者に限り開示するものとする。

三　情報の更新周期は極力短期間とし、情報の更新に際しては更新情報を明示するものとする。

○総務省告示第百八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十二条第一項第七号の規定に基づき、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

一　米国電気電子学会が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

1　IEEE802.11b
2　IEEE802.11a
3　IEEE802.15.1
4　IEEE802.11g
5　IEEE802.11n
6　IEEE802.11ac

二　国際標準化機構が定める標準規格のうち、次のいずれかのもの

1　ISO8802-3 Section 14
2　ISO8802-3 Section 25
3　ISO8802-3 Section 40

○総務省告示第百九号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十九条の二第一項第一号イの規定に基づき、総務大臣が別に告示するドメイン名の一部を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則第五十九条の二第一項第一号イに規定するドメイン名の一部は、次に掲げるものとする。

一　jp
二　.nagoya
三　.tokyo
四　.okinawa
五　.yokohama
六　.osaka
七　.kyoto

○総務省告示第百十号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項の規定に基づき、接続料の算定に用いる値を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（合理的に期待し得る利回りを勘案した値）

第二条　規則第八条第九項に規定する有利子負債以外の負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値は、次のとおりとする。

日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、次の各号に掲げる算定期間に発行された長期国債であって当該各号に掲げる日に発行されたものの単利の平均値を合算し、三で除した値

一　原価及び利潤の算定期間　当該算定期間の期末に最も近い日

二　原価及び利潤の前算定期間　当該算定期間の期末に最も近い日

三　原価及び利潤の前々算定期間　当該算定期間の期末に最も近い日

○総務省告示第百十一号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、民主党から訂正の報告があったので、平成二十三年総務省告示第四百三十五号（政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年三月二十九日

総務大臣　山本　早苗

〔民主党〕民主党参議院比例区第81総支部を次のように改める。

報告年月日	23. 3.11
1　支部政党交付金総額	10,000,000
2　支部政党交付金による支出総額	10,000,000
支部政党交付金支出充当額総額	10,000,000
3　支部政党交付金の内訳	
民主党本部	5,000,000
〃	5,000,000
計	10,000,000
4　支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	
人件費	4,960,160
備品・消耗品費	1,031,037
政治活動費	
選挙関係費	3,929,123
機関紙誌の発行その他の事業費	5,039,840
宣伝事業費	2,289,840
計	2,750,000
5　支出の内訳	10,000,000

（備品・消耗品費）

支出の目的	金額	氏名	住所
文具代	254,123	オフィス通販㈱	港区
印刷代	3,675,000	㈱オカモト印刷	杉並区
計	3,929,123		

（選挙関係費）

支出の目的	金額	氏名	住所
資料作成代	2,289,840	㈱総研	中央区
計	2,289,840		

（宣伝事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
広告代	2,750,000	㈱十二社	新宿区
計	2,750,000		